



平成 24 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 四 国 銀 行
代 表 者 名 取 締 役 頭 取 野 村 直 史
(コード：8387、東証一部・大証一部)
問 合 せ 先 取 締 役 総 合 企 画 部 長 山 元 文 明
(TEL. 088 - 823 - 2111)

役員退職慰労金制度の廃止および株式報酬型ストックオプション制度の導入について

本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、あわせて、株式報酬型ストックオプション制度を導入することについて、平成 24 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 目的

経営改革の一環として、業績と企業価値向上への取締役の貢献意欲を高める役員報酬制度を構築し、株主重視の経営意識を一層高めることを目的といたします。

2. 内容

(1) 役員退職慰労金制度の廃止

役員退職慰労金制度を平成 24 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会終結の時をもって廃止いたします。なお、当該定時株主総会終結後も引き続き在任する取締役および監査役につきましては、当該定時株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給することとし、各役員の退任時に支払う予定です。

取締役および監査役に対する退職慰労金の打ち切り支給については、当該定時株主総会に付議いたします。

(2) 株式報酬型ストックオプション制度の導入

取締役の報酬と当行株価の連動性を高めることにより、取締役が株主の皆さまと株価変動のメリットとリスクを共有し、株価上昇および中長期の企業価値向上への意欲や士気をより高めるため、取締役に対し、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とする株式報酬型ストックオプションを割り当てることといたします。

取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等についての議案を、平成 24 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会に付議いたします。

なお、取締役に対して割り当てる株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は別紙のとおりといたします。

以 上

<別紙>

当行の取締役に対して発行するストックオプションの内容

1. 新株予約権の総数並びに目的となる株式の種類および数

新株予約権の総数は3,500個を1年間の上限といたします。

新株予約権の目的となる株式の種類は当行普通株式とし、350,000株を1年間の上限といたします。また、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は100株といたします。

なお、当行が合併、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当行は必要と認める調整を行うものといたします。

2. 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデル等により算出した価額を払込金額といたします。なお、新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権と相殺するものといたします。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

4. 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内といたします。

5. 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものといたします。

6. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものといたします。

7. その他新株予約権の内容

上記1から6の細目および新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることといたします。

以 上